

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>(連結決算日及び連結会計年度)</p> <p>第三条 連結財務諸表提出会社は、当該会社の事業年度の末日を連結決算日と定め、当該日を基準として連結財務諸表を作成するものとする。</p> <p>(継続企業の前提に関する注記)</p> <p>第十五条の九 財務諸表等規則第八条の十四の規定は、連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。</p> <p>(注記の方法)</p> <p>第十六条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前条の規定による注記を行う場合には、前項の規定に関わらず、連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十三条の規定による記載は、同条第一項の規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。</p> <p>3 この規則の規定により特定の科目に係る注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。</p>	<p>(連結決算日及び連結会計年度)</p> <p>第三条 連結財務諸表提出会社は、当該会社の事業年度の末日(当該末日が年に二回以上ある場合には、そのいずれかの日)を連結決算日と定め、当該日を基準として連結財務諸表を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(注記の方法)</p> <p>第十六条</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (同)</p>

(資本の分類及び区分表示)

第四十二条

1～5 (略)

6 連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式の処分に係る払込金又は申込証拠金は、第一項の規定にかかわらず、次条に規定する株式の記載の前に別に区分を設け、自己株式払込金又は自己株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならない。

(一株当たり当期純損益金額等の注記)

第六十五条の二 一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び当該金額の算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 (略)

3 財務諸表等規則第九十五条の五の二第三項の規定は、当連結会計年度において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。

(資本の分類および区分表示)

第四十二条

1～5 (略)

(新設)

(一株当たり当期純損益金額等の注記)

第六十五条の二 一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額は、注記しなければならない。

2 (略)

(新設)